

令和 5 年 1 月 31 日
官民競争入札等監理委員会

第 291 回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○ **実施要項（案）**

- ・ 厚生労働省／就労条件総合調査（令和 5 年度開始）

○ **事業評価（案）**

引き続き民間競争入札を実施するとされた事業

- ・ 農林水産省／内水面漁業生産統計調査（平成 31 年度開始）

○ **報告**

- ・ 国土交通省／海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整

以上

民間競争入札実施事業
「内水面漁業生産統計調査業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条
第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	農林水産省
事業概要	内水面漁業生産統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等対応、調査票の回収・督促）、審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）、集計（調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成、審査）に係る業務
実施期間	令和元年 11 月 7 日～令和 6 年 8 月 31 日
受託事業者	一般社団法人新情報センター
契約金額（税抜）	256,660,000 円（単年度当たり：51,332,000 円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝3 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政に係る資料の整備を目的として実施。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 17 回統計調査分科会（平成 20 年 8 月 28 日開催）において、実査を含む一体の統計調査業務のうち、調査の内容や調査手法、民間事業者に包括的に委託した場合における調査対象の協力度合い及び業務を受託しうる民間事業者の確保の可能性等を総合的に勘案して、公共サービスの質の確保や民間事業者の確保など市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして選定された。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保の点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

農林水産省から提出された令和元年 11 月から令和 4 年 8 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	① スケジュールの順守	適 事業の各工程において、農林水産省と協議の上定めた作業方針及びスケジュールに沿って業務が行われ、実施要項で規定した調査票等の納入期限に遅延することなく適切に実施されており、確保すべき水準を達成している。
	② 照会対応業務（苦情等対応マニュアルによる対応）	適 農林水産統計調査に精通した技術顧問の指導を受けつつ、担当者マニュアル、調査員マニュアル、調査早わかり（簡易マニュアル）、電話対応マニュアル等を作成するとともに、調査対象から照会のあった内容を一元的に記録簿に整理し、以降の照会対応が効率的に行える体制を整備。また、マニュアルにない照会についても同様に整理して対応者全員に共有することで統一した対応が取られるなど、適切な業務体制を整備して照会対応業務が行われており、確保すべき水準を達成している。
	③ 基準日における目標回収率 一連の業務を通じ、調査実施年の調査票等の提出期日（確定値は	適 令和元年 99.7% うち漁獲調査 100.0%

	8月25日)における調査票回収率が、目標回収率を達成すること。 目標回収率(※): 100% ※ ただし、受託事業者の責に依らない理由(天災地変、調査対象の廃業、調査対象の調査拒否等により、農林水産省が調査不能と判断した調査対象)を除く。	うち養殖調査 99.6% うち3湖沼調査 100.0% <u>令和2年</u> <u>99.6%</u> うち漁獲調査 99.7% うち養殖調査 99.5% うち3湖沼調査 100.0% <u>令和3年</u> <u>99.7%</u> うち漁獲調査 99.7% うち養殖調査 99.6% うち3湖沼調査 100.0% なお、上記のうち100%に満たない調査はすべて、受託事業者の責に依らない理由による未回収があったためである。
	④ 報告期日、審査 報告期日までに報告するとともに、農林水産省が示す審査事項一覧表の審査項目全てについて確実に審査を行うこと。 なお、調査票、結果表等の審査については、受託事業者は次のア及びイについて、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。 ア 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。 イ 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票、結果表等の内容の修正を行うこと。	適 報告期日までの報告は達成されており、調査票等の審査についても農林水産省が示す審査事項一覧表のとおり全て行われたため、確保すべき水準を達成している。 ア及びイの農林水産省からのデータ、集計値の確認及び疑義照会対応について、受託事業者による確認作業が適切に行われたため、確保すべき水準を達成している。 令和元年: 51件(1.8%) 令和2年: 77件(2.7%) 令和3年: 81件(2.9%)
民間事業者からの改善提案	民間事業者から、調査対象の対応状況等について対応記録を整理し、調査員及びオペレータ間で共有を図るとともに、対応が難しい事例や回答誤りが多い事例などについては必要に応じてマニュアルに反映するなど、調査を実施する	

	なかでも各種マニュアルを充実させていくことが円滑な調査の実施に重要であるとの提案があった。 具体例としては、令和元年調査より新たに追加した項目となる観賞魚「にしきごい」の養殖について、食用養殖の「こい」欄に誤計上してしまう事例や「にしきごい」の稚魚を販売している客体が食用の「こい稚魚」欄への誤計上してしまう事例が散見されたことから、調査員マニュアル及び担当者マニュアルにおいて注意喚起等を行った。 農林水産省は、事業者が調査対象の対応記録を整理し速やかに共有を図る旨について了承し、具体例にある「にしきごい」の件については、実査の際の客体への説明や審査において、当該事象を共有する必要があるものとし、調査員マニュアル及び担当者マニュアル等に注意事項として記載した。
--	--

(3) 実施経費（税抜）

第4期期間中、既に調査が実施されている令和元年から令和3年までの実施経費をそれぞれ従来経費（平成19年調査）と比較したところ、令和元年では58,227千円（削減率55.0%）、令和2年では59,096千円（削減率55.8%）、令和3年では60,211千円（削減率56.9%）の削減となっている。

また、令和4年調査及び令和5年調査については未実施のため、実施要項に記載されている調査規模（令和4年調査：3,050経営体、令和5年調査：3,450経営体）に1経営体当たり単価16,400円を乗じた金額を当該年度の実施経費とし、平成19年調査及び平成20年調査（従来経費）と比較したところ、令和4年では55,865千円（削減率52.8%）、令和5年では56,695千円（削減率50.1%）の削減となっており、いずれの調査年においても経費の削減を達成している。

なお、経費の比較に当たり、令和元年～令和4年調査は、年間漁獲量50t以上の河川・湖沼及び農林水産省が指定する河川・湖沼を調査範囲とするため、市場化テスト実施前の同様の調査範囲である平成19年調査と比較し、令和5年調査は、漁業権の設定等が行われている全ての河川・湖沼を調査範囲とするため、市場化テスト実施前の同様の調査範囲である平成20年調査と比較した。

（単位：千円）

	第4期計	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
従来経費(A)	536,814	105,885	105,885	105,885	105,885	113,275
実施経費(B)	246,722	47,658	46,789	45,674	50,020	56,580
削減額(C)=(A)-(B)	290,092	58,227	59,096	60,211	55,865	56,695
削減率(C)/(A)×100	54.0%	55.0%	55.8%	56.9%	52.8%	50.1%

注：単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課 題	本事業は、第1期から第3期まで、一般社団法人新情報センターと一般財団法人農林統計協会の2者応札による調達が続いていたところ、今期事業の評価期間となる第4期契約に際し、このうち1者が入札参加を辞退した。農林水産省では、かねてから本務契約に係る入札への新規事業者の参入促進の取組を行ってきたところであり、第4期の入札においては、公告期間の延長、入札説明会開催回数の増加、評価項目の明確化及び実施要項の具体化等を実施したが、結果1者応札となり、課題が残った。
-----	--

(5) 評価のまとめ

本事業における民間事業者の実施状況について、令和元年調査、令和2年調査及び令和3年調査における調査票回収率は、令和元年調査で99.7%、令和2年調査で99.6%、令和3年調査で99.7%となり、確保されるべき質として定めた100%を僅かに下回っているが、これは、いずれの年も調査対象の廃業及び一部調査対象の調査拒否等、民間事業者の責に依らない理由によるもので、民間事業者の創意工夫により確実かつ効率的に業務が実施されたものと評価できる。

また、経費削減効果についても、従来経費と比較して54.0%（単年度当たり約58,000千円）の経費削減効果が認められた。

一方、第4期の契約に当たり1者応札となっており、競争性の確保の点において課題が認められた。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、本調査業務のノウハウの共有が図られるよう、各種マニュアルに基づいた丁寧な引き継ぎを行うこと、また、新規参入者が馴染みの薄い業界の調査業務に円滑に入っていける環境を整えるため、全国内水面漁業協同組合連合会や全日本錦鯉振興会などの関係団体に対し、本調査への理解・協力が得られるよう農林水産省から事前の働きかけを行うことを実施要項に明記するなど、競争性確保の課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和 5 年 1 月 25 日
農林水産省大臣官房統計部
生産流通消費統計課

民間競争入札実施事業
「内水面漁業生産統計調査業務」の実施状況について

I 事業の概要等

1. 業務内容

本業務は、「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、河川及び湖沼で内水面漁業を営む内水面漁業協同組合及び漁業経営体、ます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖するすべての内水面養殖業経営体、3湖沼で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業経営体及び養殖業経営体を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。請負範囲は、内水面漁業生産統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等対応、調査票の回収・督促）、審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）、集計（調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成、審査）に係る業務である。

2. 契約期間

令和元年 11 月 7 日から令和 6 年 8 月 31 日までの 4 年 10 か月間

3. 受託事業者

一般社団法人新情報センター

4. 受託事業者決定の経緯

内水面漁業生産統計調査における民間競争入札実施要項に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札を実施したところであり、技術点については、入札者（1 者）から提出された提案書を評価項目に基づき、農林水産省内に設置した技術審査会において審査を行い、当該入札者が必須項目について基準を全て満たしていた。

令和元年 10 月 9 日に開札を行い、上記 3 の事業者が落札者となった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 確保されるべき質の達成状況及び評価

令和元年調査から令和 3 年調査における業務は、農林水産省と調整したスケジュールに沿って確実に実施された。

また、農林水産省は各工程において民間事業者からの進捗状況及び結果の報告を受け、調査が円滑に実施できるよう管理するとともに進捗状況に応じて指導を行った。

なお、確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

① 調査票の回収・督促

ア 実施状況

各年の調査対象（令和元年 2,906 調査対象、令和 2 年 2,853 調査対象、令和 3 年 2,785 調査対象）からの調査票の回収に当たっては、事前に民間事業者が調査対象に調査協力依頼の書状を送付するとともに、電話又は調査員の訪問により調査協力依頼を行った。

なお、調査協力を得られなかった調査対象については農林水産省に報告し、その後は農林水産省と連携して協力依頼を行った。

調査協力が得られた調査対象に対し調査票を配布し、期限までに提出のない調査対象に対しては電話による督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用した結果、農林水産省への概数値報告期日（令和元年調査：2 年 3 月 31 日、令和 2 年調査：3 年 3 月 31 日、令和 3 年調査：4 年 3 月 31 日）における調査票の回収率は令和元年調査で 99.7%、令和 2 年調査で 99.5%、令和 3 年調査で 99.6%となった。また、概数値報告期日以降も回収を続けた結果、確定値報告期日（令和元年調査：2 年 8 月 25 日、令和 2 年調査：3 年 8 月 25 日、令和 3 年調査：4 年 8 月 25 日）における調査票の回収率は令和元年調査で 99.7%、令和 2 年調査で 99.6%、令和 3 年調査で 99.7%となった。（表 1）

調査票を回収できなかった要因としては、調査の目的等について丁寧に説明したが、行政への不満や自分にメリットがない等により調査への協力・理解を得ることが出来なかったことを理由とする調査拒否等の調査対象があったことが民間事業者より報告されている。

なお、督促件数は令和元年が 500 件、令和 2 年が 466 件、令和 3 年が 541 件であった。（表 2）

表 1 調査票の回収率

		単位：件			
		計	漁獲調査	養殖調査	3 湖沼調査
令和元年	調査客体数	2,906	755	2,015	136
	概数値報告期日回収数	2,898	755	2,007	136
	概数値報告期日回収率(%)	99.7	100.0	99.6	100.0
	確定値報告期日回収数	2,898	755	2,007	136
	確定値報告期日回収率(%)	99.7	100.0	99.6	100.0
令和 2 年	調査客体数	2,853	755	1,968	130
	概数値報告期日回収数	2,840	753	1,957	130
	概数値報告期日回収率(%)	99.5	99.7	99.4	100.0
	確定値報告期日回収数	2,841	753	1,958	130
	確定値報告期日回収率(%)	99.6	99.7	99.5	100.0
令和 3 年	調査客体数	2,785	754	1,899	132
	概数値報告期日回収数	2,773	751	1,890	132
	概数値報告期日回収率(%)	99.6	99.6	99.5	100.0
	確定値報告期日回収数	2,776	752	1,892	132
	確定値報告期日回収率(%)	99.7	99.7	99.6	100.0

表 2 督促件数

		単位：件		
	計	漁獲調査	養殖調査	3 湖沼調査
令和元年	500	68	424	8
令和 2 年	466	58	403	5
令和 3 年	541	58	477	6

イ 評価

回収率については、確保されるべき質として設定された目標回収率（100%）を僅かに下回ってはいるものの、ほぼ目標に近い率であり、達成したものと評価できる。

近年の個人情報保護意識の高まりにより調査環境が悪化している中、民間事業者は事前に調査対象に調査協力依頼の書状を送付するとともに、電話及び調査員の訪問により調査協力依頼を行い、また、調査協力を得られなかった調査対象に対しては、電話の督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用しており評価できる。

その他、今期事業より3湖沼漁業生産統計調査の調査対象（自計申告）に支給されていた謝金が廃止されたが回収率を維持できたことについて評価するとともに、内水面養殖業収穫統計調査の調査対象魚種に「にしきごい」が追加となり、調査対象としてにしきごい養殖業者等が新たに加わったため、にしきごい養殖の基礎知識を得るために「関係団体の担当者との打合せ」、「現場視察」、「業界誌購読」等の準備を行い、円滑に調査を実施したことについて評価できる。

② 照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、内水面漁業生産統計調査事務局（以下「事務局」という。）を設置するとともに、専用回線を敷設し、調査対象からの問合せに対応した。

調査対象からの問合せ・苦情等への対応に当たっては、農林水産省との打合せを十分に行った上で、事務局内に配置した農林水産統計調査に精通した技術顧問から指導を受けつつ、担当者マニュアル、調査員マニュアル、調査早わかり（簡易マニュアル）、電話応対マニュアル等を作成するとともに、調査対象から照会のあった内容について記録簿に整理し、それ以降の照会対応が効率的に行えるようにした。また、マニュアルにない照会に対しても対応者全員に共有することで統一した対応を行った。

問合せ・苦情等件数は、令和元年は77件、令和2年調査は66件、令和3年調査は65件であった。うち、苦情件数は、令和元年は1件、令和2年は4件、令和3年は1件であった。（表3）

表3 調査対象から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数

単位：件				
	計	漁獲調査	養殖調査	3湖沼調査
令和元年	77	24	51	2
苦情	1	0	1	0
令和2年	66	12	52	2
苦情	4	0	4	0
令和3年	65	10	50	5
苦情	1	0	1	0

○ 問合せの主な内容

調査の概要についての質問、オンライン調査の希望、調査票の記入単位、提出期限延長の要望 等

○ 苦情等の内容

「オンライン調査票の送信ができない」、「遊漁の漁獲量を把握していないので、分けて回答することが難しい」 等

イ 評価

民間事業者は、調査対象からの問合せ・苦情等に対応するため、各種マニュアルを作成し照会内容及び対応は記録簿等に整理し、また、マニュアルにない照会に対しても対応者全員に共有し効率よく統一した対応をしていることは評価できる。

③ 調査票の審査及び疑義照会対応業務

ア 実施状況

回収された調査票について民間事業者は、概数取りまとめ時（1月から3月まで）においては、農林水産省から貸与された審査事項一覧表に基づき審査を行い、疑義があるものについては調査対象に直接疑義照会を実施し、確定値取りまとめ時（6月から8月まで）においては、概数取りまとめ以降に調査票の内容に変更がないか調査対象へ確認を行い、変更が生じた場合には概数取りまとめ時と同様に審査及び疑義照会を行い、調査票を修正した。

審査済の調査票については、農林水産省から貸与された集計プログラムにより集計した。集計結果についても審査事項一覧表に基づき審査を行い、疑義があるものについては調査票を再度確認し、必要に応じて電話により疑義照会を実施した。また、調査票の審査及び集計・結果表の審査に係る確認整理票を各県毎に作成し、確実に複数人での審査が行われたことを記録し、審査漏れを防止した。

令和元年調査は、疑義照会を行った件数が調査対象者に占める割合は20.8%、結果表納品後に農林水産省から確認をもとめた疑義照会件数割合は1.8%、令和2年調査は20.9%（同2.7%）、令和3年調査は26.6%（同2.9%）となった。

第3期事業の平均疑義照会件数割合は29.9%（同1.7%）で、令和2年調査及び令和3年調査については、「結果表納品後の農林水産省からの疑義照会割合」が第3期に比べて1%程度増加しているが、これは第4期事業から新たに「にしきごい」の調査を行なったこと等の影響によるものである。（表4）

表4 疑義照会件数及び割合

調査年	民間事業者の 疑義照会		結果表納品後の農水省 からの疑義照会	
	件数	割合	件数	割合
令和元年	605	(20.8%)	51	(1.8%)
令和2年	595	(20.9%)	77	(2.7%)
令和3年	740	(26.6%)	81	(2.9%)

※（ ）は調査対象数に占める疑義照会件数割合である。

○ 疑義照会の主な内容

生産量の対前年比や差が基準以上である場合の変動要因、漁獲量に遊漁が含まれていないかどうかの確認、単位の確認等

イ 評価

民間事業者は、調査票の審査を目視により確認を行った後、審査事項一覧表に基づき審査を2段階で行った。また、各県毎に調査票の審査及び集計・結果表の審査に係る確認整理表を独自に作成し、対応の経緯を踏まえて審査を行っていることは評価できる。

新たに加わった「にしきごい」の項目について、事前準備を行うとともに実査中の注意事項を調査員や担当者と速やかに共有することにより、審査担当者の定義誤認等による疑義照会がなかったことは評価できる。

また、第3期においては第1期及び第2期からの「結果表納品後の農林水産省からの疑義照会件数」の減少について高い評価を受けたところであるが、第4期については新項目である「にしきごい」の影響による増加はあったものの、引き続き第3期における審査水準を維持していることについて評価できる。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

① 実施状況

民間事業者から、調査対象の対応状況等について対応記録を整理し、調査員及びオペータ間で共有を図るとともに、対応が難しい事例や回答誤りが多い事例などについては必要に応じてマニュアルに反映するなど、調査を実施するなかでも各種マニュアルを充実させていくことが円滑な調査の実施に重要であるとの提案があった。

具体例としては、令和元年調査より新たに追加した項目となる観賞魚「にしきごい」の養殖について、食用養殖の「こい」欄に誤計上してしまう事例や「にしきごい」の稚魚を販売している客体が食用の「こい稚魚」欄への誤計上してしまう事例が散見されたことから、調査員マニュアル及び担当者マニュアルにおいて注意喚起等を行った。

農林水産省は、事業者が調査対象の対応記録を整理し速やかに共有を図る旨について了承し、具体例にある「にしきごい」の件については、実査の際の客体への説明や審査において、当該事象を共有する必要があるものとし、調査員マニュアル及び担当者マニュアル等に注意事項として記載した。

② 評価

民間事業者は、実査における課題を自ら把握・報告し、速やかにマニュアル等へ反映させ、調査員や担当者に確実に共有することにより、円滑な調査を行うとともに調査員調査の際には調査客体の記入誤りを未然に防ぎ、審査による誤計上の確認・修正を適正に行っており、業務の質の確保及び向上に努めており評価できる。

また、令和元年調査において記入箇所の間違いが多かった「にしきごい」養殖業者等に対しては、令和2年調査から鉛筆で調査票の「にしきごい」に係る記入欄を丸囲み（場合によっては記入欄を示すメモを添付）するなど実査時に工夫することにより、調査客体の記入誤りを軽減させたことは評価できる。

2. 実施経費についての評価

- (1) 市場化テスト実施前の国における従前経費（平成19年実施経費の4か年分及び平成20年実施経費の1か年分）と契約金額との比較結果は、次のとおりである。

表5 市場化テスト実施前の国における従前経費と実施経費の比較

項目	金額（税抜）
従前経費（A）	536,814 千円（平成19年実施経費の4か年分及び 平成20年実施経費の1か年分） 105,885 千円（平成19年実施経費） 113,275 千円（平成20年実施経費）
実施経費（B）	140,122 千円（令和元年調査から令和3年調査分） 50,020 千円（令和4年調査分）（見込み）

	56,580 千円（令和 5 年調査分）（見込み）
削減額（C）＝（A）－（B）	290,092 千円 58,227 千円（平成 19 年実施経費－令和元年調査）
削減率（C／A×100）	54.0%

注 1：本調査は、1 調査対象当たり 16,400 円（税抜）の単価契約であり、令和元年調査から令和 3 年調査の実施経費は、契約単価にそれぞれの年の調査対象数を乗じた支払い実績、令和 4 年調査及び令和 5 年調査は契約単価に入札実施要項で示した見込み調査対象数を乗じた見込み金額である。

注 2：令和元年調査から令和 4 年調査の実施経費に対応する従前経費は、平成 19 年調査の国調査時経費の 4 か年分とし、漁獲調査で全数調査を実施する令和 5 年調査の実施経費に対応する従前経費は、全数調査年である平成 20 年調査の国調査時の実施経費である。

注 3：令和元年調査から謝金の支払いを廃止したため、従前経費の平成 19 年調査及び平成 20 年調査実施経費は謝金を除いている。

(2) 評価

従前経費（平成 19 年実施経費の 4 か年分及び平成 20 年実施経費の 1 か年分）に対し、実施経費（令和元年から 5 年調査までの 5 調査年分）と比較した結果、290,092 千円の削減となったが、これは従前において費用を要した人件費について、市場化テストを導入することによって調査に必要な人員を合理化しつつ、より確実に効率の良い業務を遂行したことにより、費用を抑えることができたものである。

3. その他（特記事項に係る経緯等）

(1) 調査計画の軽微変更

内水面漁業漁獲統計調査及び 3 湖沼漁業生産統計調査で調査している「あゆ」及び「うなぎ」の天然稚魚採捕量について、水産庁では「しらすうなぎ」の採捕量として、別の行政データを使用することとなったことから、令和 3 年の調査の実施にあたって、天然稚魚採捕量の「うなぎ」の項目を廃止することとし、令和 3 年 7 月 12 日に調査計画を変更する軽微変更を行った。

(2) ユーザーニーズへの対応

内水面の漁業の実態として、多くの河川・湖沼において、調査対象となる漁業協同組合等が 1、2 か所となっており、統計ルールにより秘匿措置※を講じた結果、多くの河川・湖沼の結果が秘匿となり、生産量を調査しながらも生産の実態を明らかにできていなかった。

このことから、統計利用者（地方公共団体や水産研究機関及び水産関係団体等）からの秘匿措置の解除の要望が多く、本調査結果の活用について利便性を向上させ幅広い活用を推進するために、令和 2 年調査から調査客体の同意を得て秘匿措置を解除する取組みを行っている。

※秘匿措置とは、調査対象数が 2 以下の場合などに、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、統計数値を公表しない（「x」表示する）ことをいう。

(3) 災害等への対応

令和元年～令和 3 年について、各地域で豪雨災害が発生したため、被災地域の客体に対し、丁寧な調査協力依頼対応を行った。

また、令和 2 年調査は新型コロナウイルス感染症が全国で拡大した年であったことから、実査に際して感染症予防対策を行った。

(4) 評価

民間事業者は、調査計画の変更の際には、集計プログラムの変更箇所の確認、各種マニュアルの変更等の調査準備を速やかに行うことにより円滑に調査を実施したことについて評価できる。

また、民間事業者は、秘匿解除の取り組みについて、調査客体の同意を得るために実査の際に協力依頼（依頼文は農林水産省が作成）を配付し、取組内容について丁寧に説明を行ったことなどにより、内水面河川別・湖沼別・魚種別統計表において、令和元年調査では約6割の河川・湖沼の結果（当該河川の漁獲量）が秘匿となっていたところ、令和2年調査では2割程度に減少したことは評価できる。

その他、民間事業者は、豪雨災害の被災地域に配慮した丁寧な調査協力依頼を行ったことについて評価できるとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、対象客体への訪問が必要な場合は、調査員にマスク着用を義務付けたほか、調査客体の要望に合わせ、インターホン越しでの調査や郵送調査、電話聴取などへの調査手法の変更を行うなど、柔軟な対応を行ったことは評価できる。

4. 評価委員会等からの評価

令和4年10月19日、3名の外部有識者からなる「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催し、本事業の実施状況報告について、以下のとおり評価を得た。

- ① 調査票の回収率については、99.6%～99.7%であり100%を僅かに下回っているが、ほぼ目標を達成していること、第4期から3湖沼漁業生産統計調査の調査対象に支給されていた謝金が無効となったが当該調査の回収率100.0%を維持したことは評価できる。
- ② 新たに調査項目に加わった「にしきごい」への対応、新型コロナウイルス感染症や災害への対応、ユーザーニーズへの対応について、柔軟に対応し円滑に調査を実施したことは評価できる。
- ③ 実施経費についても、従前経費に比べて大幅に削減されていることは評価できる。

5. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

第4期事業における確保されるべき質の達成状況及び実施経費については、前期事業に引き続き技術検討会において全体的に評価を得ることができたところである。

一方、競争性の確保については、第1期～第4期の市場化テストの中で、実施要項の記載内容の改善、公告期間や事業者の準備期間の確保、関係団体への広報と3回の入札説明会の実施及び事業者へのヒアリング等の様々な対策を講じてきたところであるが、内水面の地域では、漁業者の高齢化や地域の過疎化等による人材不足が問題となっているなどの状況により、調査票の回収率を維持しながらオンライン調査化を進めることが困難であり、調査員調査の規模縮小が難しいこと等から、事業の実施体制構築に苦慮するなど、入札参加者の拡大には至らず、第1期～第3期は同一の2者による応札、第4期事業では1者応札となっている。

(2) 今後の方針

上記(1)を踏まえ、次期事業においては引き続き市場化テストを継続する中で、事業の質及び効率性を確保しながら更なる競争性の改善を図るため、事業者等へのヒアリングによる実施要項の改善、関係団体への積極的な広報及びオンライン調査化の推進等を行うとともに調査の見直し等を検討していくこととする。